

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年10月14日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 7 番 1 0 号
【事務連絡者氏名】	上中 徹
【電話番号】	03-6860-6440
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日本株ダブルアルファ・ラップ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成26年10月15日から平成27年10月14日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日本株ダブルアルファ・ラップ

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は１口当たり１円です。

（ハ）新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については１万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。

「分配金受取コース」 1口以上1口単位

「分配金再投資コース」 1円以上1円単位

お申し込みのコース等によってお申込単位は異なります。詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

（7）【申込期間】

平成26年10月15日から平成27年10月14日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

（8）【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

（9）【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとしします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

（11）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（12）【その他】

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし
ます。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	
	年 2 回	日本	ブル・ベア型
	年 4 回	北米	条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 6 回（隔月）	欧州	
	年12回（毎月）	アジア	ロング・ショート型
	日々	オセアニア	その他（ ）
	その他（ ）	中南米	
不動産投信		アフリカ	
その他資産 （ ）		中近東（中東）	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

株式 一般	目論見書または投資信託約款において、株式に主として投資する旨の記載があるものであって、大型株・中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ロング・ショート型	目論見書または投資信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

- 当ファンドはわが国の株式などに直接投資を行います。また、信用取引を活用します。

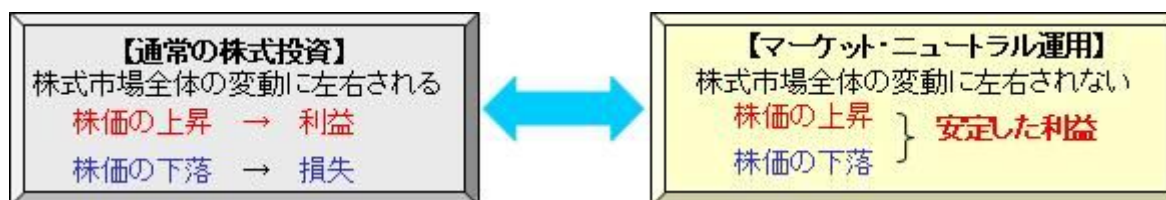


b. ファンドの特色

1 ダブルアルファ運用により安定した収益の獲得を目指します

1. 日本株ダブルアルファ運用とは

通常の株式投資では、株価の上昇・下落にともない投資家の得られる収益が変動します。他方、日本の株式に投資しつつ、株式相場の上昇・下落にかかわらず安定した収益の獲得をねらう投資手法として「マーケット・ニュートラル運用」があります。



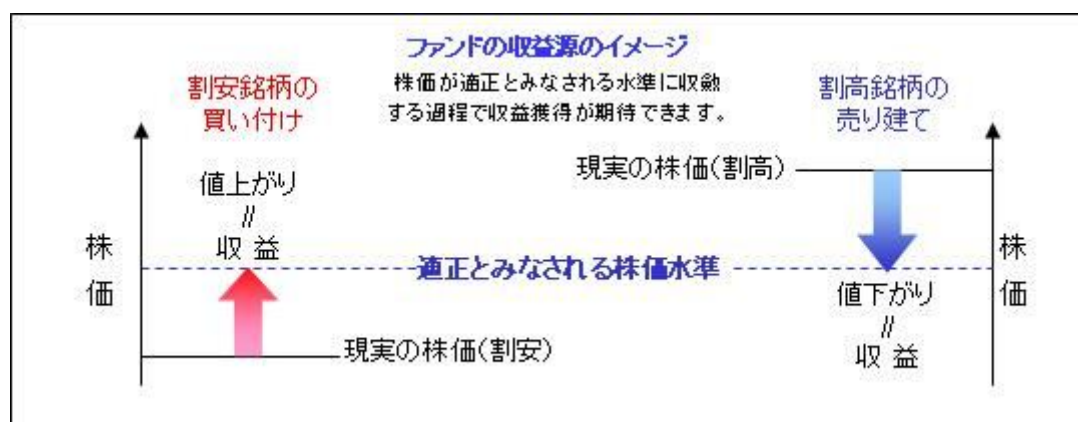
「マーケット・ニュートラル運用」にはおもに2種類の運用方法があり、当ファンドは「ダブルアルファ運用」を行います。

- シングルアルファ運用 割安な銘柄を現物で買うと同時に株式先物を売り建てる運用手法です。
- ダブルアルファ運用 割安な銘柄を現物で買うと同時に割高な銘柄を売り建てる運用手法です。
→ 買付銘柄と売建銘柄、それぞれからの収益(アルファ)獲得を目指します。

2. 日本株ダブルアルファ運用の仕組み

- 「割安銘柄の現物買い付け」と「割高銘柄の信用売り建て」を同時に行います。

「買い付けた株式の値上がり」と「売り建てた株式の値下がり」が、当ファンドの収益の源泉となります。



- 買付部分と売建部分をほぼ同額保有して、それぞれのポートフォリオのベータ^(注)の合計が0(ゼロ)になるよう調整することで、株式市場全体の上昇・下落に影響を受けない安定的な収益の獲得を目指します。

(注) ベータ：市場の変動に対する連動性、感応度。ベータが0(ゼロ)というのは、市場全体の変動に影響を受けないことを意味します。



上記各図はイメージであり、実際の損益を示唆・保証するものではありません。当ファンドは株式に投資するため、相場変動による収益への影響を受けます。当ファンドは元本保証ではありません。当ファンドはダブルアルファ運用により株式市場全体の変動によるファンドの収益への影響を軽減することを図りますが、市場の状況や追加設定・換金の発生状況、売買手数料などにより想定通りの運用ができない場合があります。

2 均衡市場収斂モデルにより株式ポートフォリオを運用します

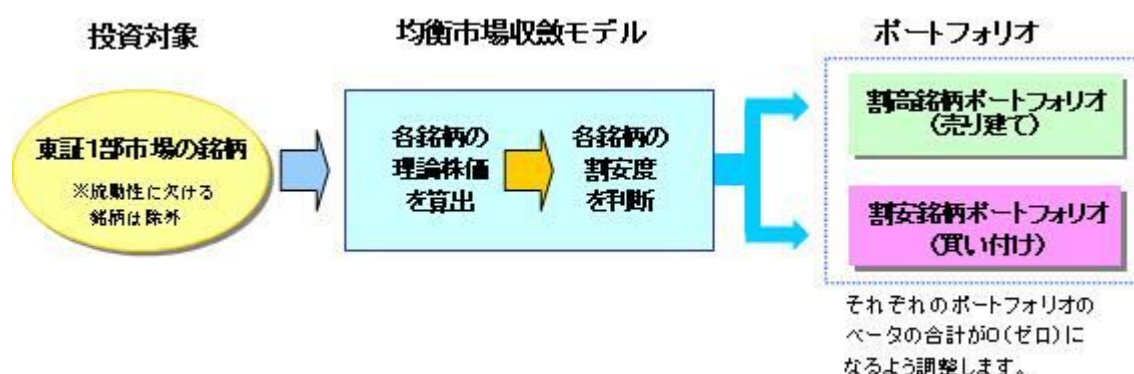
1. 均衡市場収斂モデルとは

株式会社みずほ証券リサーチ＆コンサルティングが独自に開発した、株価の割安度をクオンツ手法で判断するモデルです。時価総額や業種などの銘柄属性を考慮して、1株当たり純資産や1株当たり利益などのファクター^(注)から理論株価を算出し、現実の株価と比較することで銘柄の割安・割高を判断します。

(注)使用するファクターは変更することがあります。

2. 均衡市場収斂モデルによる株式運用

当ファンドの株式ポートフォリオは、均衡市場収斂モデルにしたがい、相場観に左右されない定量的な投資判断により運用されます。理論株価を基準に割安銘柄のポートフォリオと割高銘柄のポートフォリオを構築します。



3. 株式ポートフォリオ構築のポイント

株式ポートフォリオ部分（買付部分と売建部分の合計）については、個別銘柄の割安度を評価することで収益の獲得をねらうと同時に、ポートフォリオの構築時には様々なりスク抑制策をとっています。

- 流動性リスクの排除 : 日々のファンドの追加設定・換金などによる資金の流入出やポートフォリオの円滑なりバランス（銘柄入替）の観点から、投資対象の売買のしやすさ（流動性）を考慮します。
- 信用リスクの低減 : 株価が極端に低い銘柄を除外して、信用リスクの低減を図ります。
- 市場変動リスクの排除 : 2つのポートフォリオをほぼ同額保有し、かつ、それぞれのポートフォリオのベータの合計を0（ゼロ）に調整することで、市場全体の変動に影響されるリスクの排除に努めます。
- 業種構成などの考慮 : ポートフォリオ構築にあたっては、業種構成などの偏りにも留意します。

個別銘柄の投資配分ならびに信用取引の売建数量については、株価感応度ならびに業種に起因する株価性向に留意し、均衡市場収斂モデルで算出された個別銘柄の期待収益率総計（値下がり差益を含みます。）の最大化を目的として決定します。

投資信託財産の純資産総額に占める株式組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

大量の追加設定・換金が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

4. みずほ証券リサーチ&コンサルティングの投資助言

株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングと投資顧問契約を締結し、投資助言および情報提供を受けます。

3 投資一任契約に基づく取引を行うために設定されたファンドです

- ご購入にあたっては、投資一任契約（ラップ口座に関する契約）をみずほ証券株式会社と締結する必要があります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

- 原則として、年1回（毎年7月15日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、上記分配対象額のうち原則として利子・配当等収益から費用などを控除した額とします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成17年 8 月15日

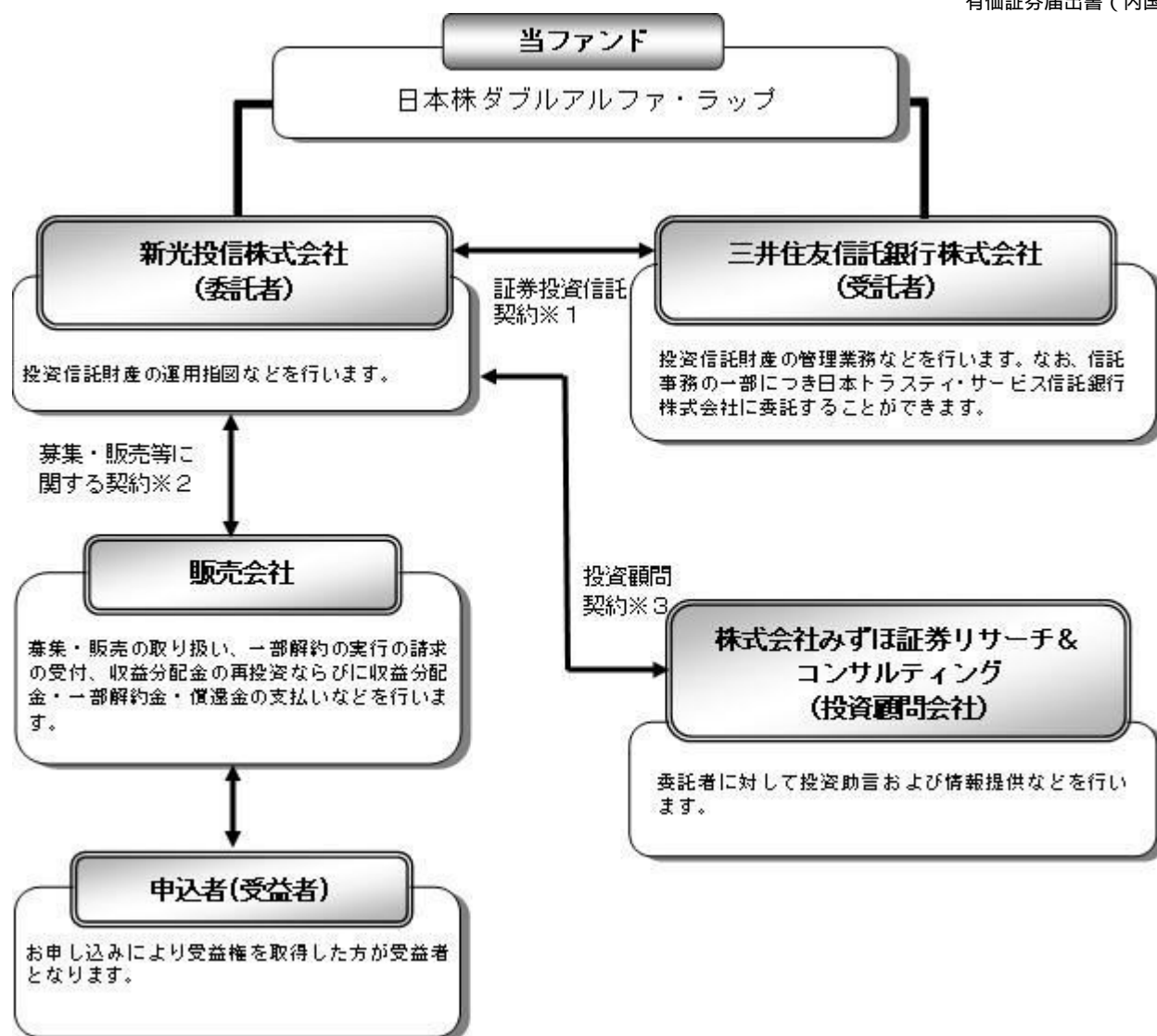
関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成17年 8 月31日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

a．ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成26年7月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得

昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成 8 年 8 月	投資顧問業者の登録
平成 8 年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成 9 年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ なし認可
平成12年 4 月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
(ハ) 大株主の状況	

(平成26年7月末現在)

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋 1 - 17 - 10	137,200	7.52

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の成長を目標に、積極的な運用を行うことを基本とします。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

東証 1 部上場株式（TOPIX（東証株価指数）構成銘柄）を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

株式の投資にあたっては、所定の銘柄評価モデルに基づき、主として割安と判断される銘柄を中心に投資するとともに、同モデルにより主として割高と判断される銘柄を中心に信用取引により売り付け、値上がり益および値下がり差益の積極的な獲得を目指します。

個別銘柄の投資配分ならびに信用取引の売建数量については、株価感応度ならびに業種に起因する株価性向に留意し、銘柄評価モデルで算出された個別銘柄の期待収益率総計（値下がり差益を含みます。）の最大化を目的として決定します。

現物株式への投資総額と信用取引による売付総額は、原則として同程度となるように売買を行います。

投資信託財産の純資産総額に占める株式組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

当初設定日直後、元本に対して大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの運用にあたっては、株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティングから、運用に関する投資助言および情報提供を受けます。

(ハ) 主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

（２）【投資対象】

ａ．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ｂ．運用の指図範囲

（イ）委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるも

のをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c．先物

（イ）委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券

にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

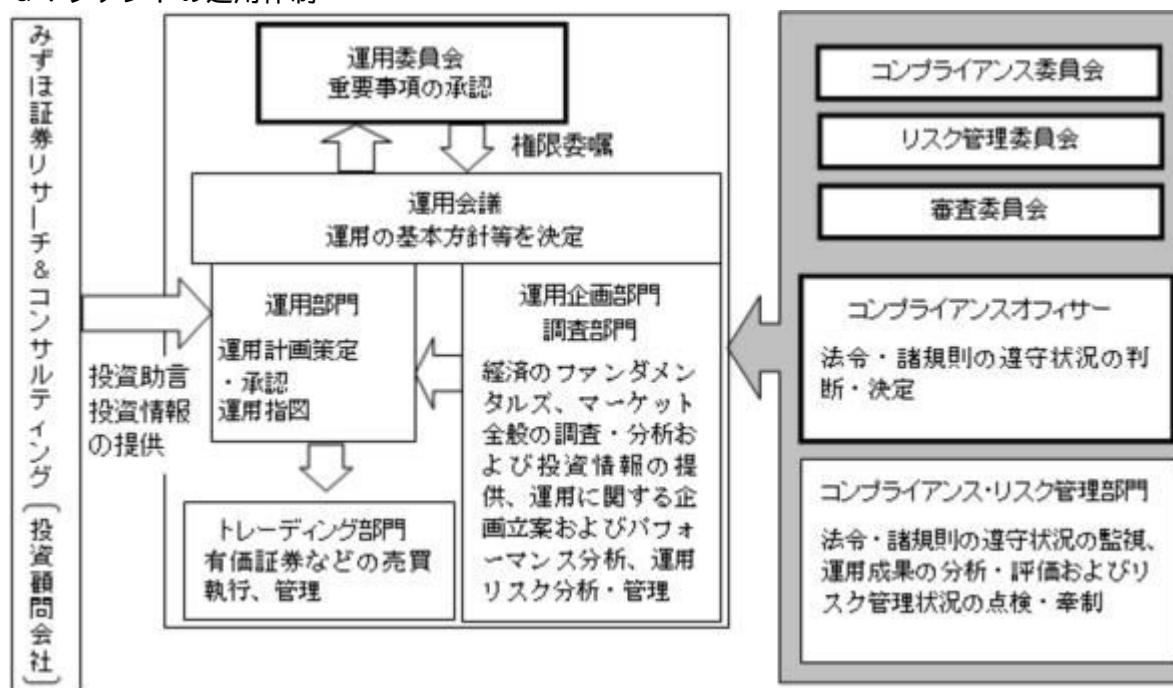
- （ロ）委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d．スワップ

- （イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- （ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- （ホ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（３）【運用体制】

a．ファンドの運用体制



上記運用体制は、今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。

- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、投資顧問会社からの投資助言および提供された情報等を参考に運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。
- D0
 - ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
 - ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。
- SEE
 - ・コンプライアンス・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
 - ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
 - ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（４）【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、7月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - 1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - 2. 分配金額は、上記分配対象額のうち原則として利子・配当等収益から費用等を控除した額とします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立

てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日まで、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 同一銘柄への投資割合

（イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 投資する株式等の範囲

（イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

f. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

g. 信用取引の指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付け

ることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

（ロ）信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により上記（ロ）の売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

h．有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

１．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとしします。

２．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとしします。

i．公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。

（二）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

j．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（二）借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。

k．受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資し、信用取引を活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a．ダブルアルファ運用にかかわるリスク

当ファンドは信用取引などにより、常時株式の売り建てを行っています。したがって、当ファンドの現物株式ポートフォリオのパフォーマンスが、売建ポートフォリオのパフォーマンスに劣後する場合、組み入れている現物株式の価格が上昇しても、基準価額が下落する可能性があります。

b．マーケット・ニュートラル運用にかかわるリスク

割安な銘柄を現物株式で買い付けると同時に割高な銘柄を売り建て、買付部分と売建部分をほぼ同額保有して価格変動リスクの低減を目指しますが、株式市場全体の変動による影響を完全に排除できない場合があります。また、市場の状況や追加設定・換金の発生状況、売買手数料などにより想定通りの運用ができないリスクがあり、基準価額の変動要因となります。

c．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。一般には、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ニ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (ヘ) 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

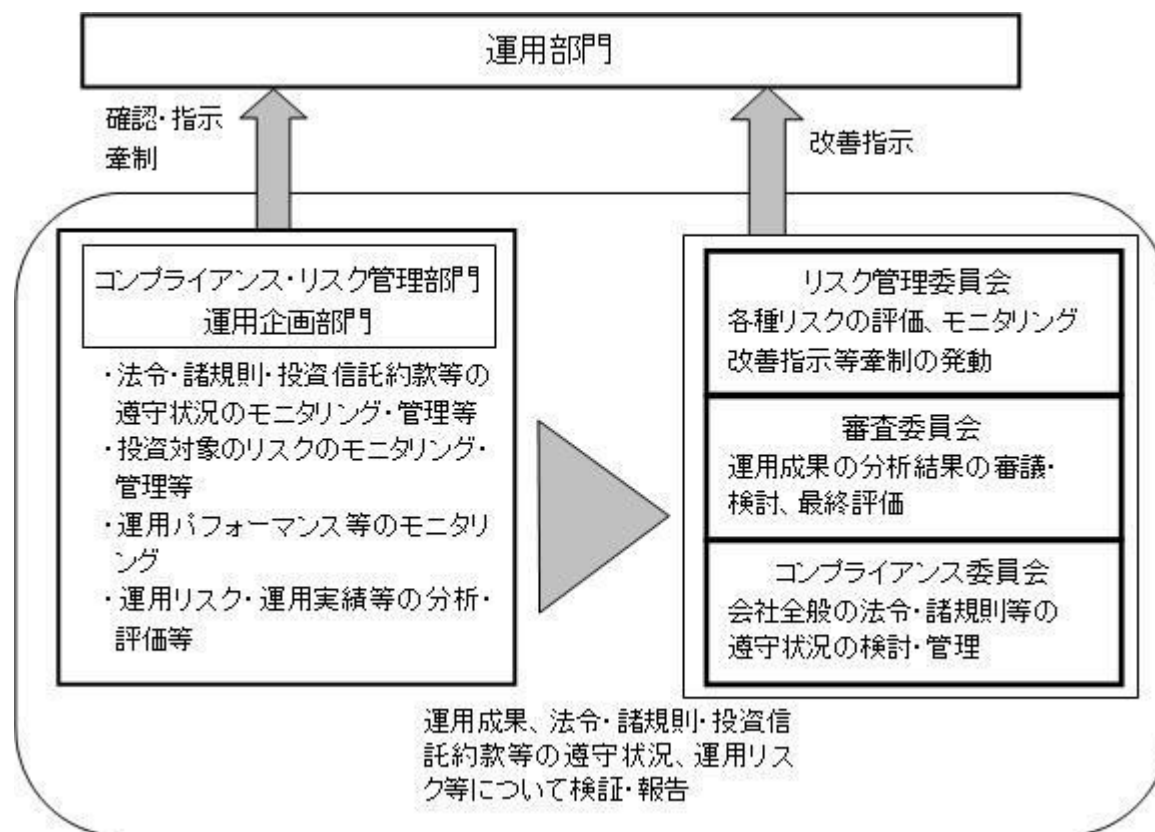
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3)【信託報酬等】

当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.08%（税抜

1.0%) を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

< 信託報酬の配分 >

	信託報酬（対純資産総額・年率）
委託者 ^(注)	0.50%（税抜）
販売会社	0.40%（税抜）
受託者	0.10%（税抜）

（注）委託者の信託報酬には、投資顧問会社（株式会社みずほ証券リサーチ＆コンサルティング）に対する報酬（年率0.15%（税抜））が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d．「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。)から差し引くこと(損益通算)ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができません。一部解約時、償還時に生じた差益(譲渡益)は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です(申告不要)。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(ニ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。)

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

(平成26年 7月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	417,854,900	80.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	98,493,913	19.07
純資産総額		516,348,813	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年 7月31日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	第一三共	医薬品	6,600	1,890.00	12,474,000	1,884.00	12,434,400	2.40
2	日本	株式	積水ハウス	建設業	8,600	1,395.00	11,997,000	1,362.50	11,717,500	2.26
3	日本	株式	住友商事	卸売業	8,300	1,369.00	11,362,700	1,370.50	11,375,150	2.20
4	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	2,900	3,874.00	11,234,600	3,742.00	10,851,800	2.10
5	日本	株式	大日本印刷	その他製品	10,000	1,074.00	10,740,000	1,064.00	10,640,000	2.06
6	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	23,000	435.00	10,005,000	430.30	9,896,900	1.91
7	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	2,000	4,726.00	9,452,000	4,727.00	9,454,000	1.83
8	日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	4,800	1,869.00	8,971,200	1,930.00	9,264,000	1.79
9	日本	株式	リコー	電気機器	7,000	1,181.00	8,267,000	1,199.50	8,396,500	1.62
10	日本	株式	イオン	小売業	6,900	1,164.00	8,031,600	1,163.00	8,024,700	1.55
11	日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	13,000	594.00	7,722,000	614.60	7,989,800	1.54
12	日本	株式	キリンホールディングス	食料品	5,400	1,448.00	7,819,200	1,452.50	7,843,500	1.51
13	日本	株式	三井物産	卸売業	4,400	1,642.00	7,224,800	1,666.00	7,330,400	1.41
14	日本	株式	ケーヒン	輸送用機器	4,300	1,633.00	7,021,900	1,597.00	6,867,100	1.32
15	日本	株式	味の素	食料品	4,000	1,583.00	6,332,000	1,594.50	6,378,000	1.23
16	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	2,100	2,895.00	6,079,500	2,968.50	6,233,850	1.20
17	日本	株式	グンゼ	繊維製品	22,000	287.00	6,314,000	282.00	6,204,000	1.20
18	日本	株式	田辺三菱製薬	医薬品	3,800	1,507.00	5,726,600	1,505.00	5,719,000	1.10
19	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	3,700	1,527.00	5,649,900	1,536.50	5,685,050	1.10
20	日本	株式	日立製作所	電気機器	7,000	768.00	5,376,000	808.70	5,660,900	1.09
21	日本	株式	A N A ホールディングス	空運業	22,000	246.00	5,412,000	256.50	5,643,000	1.09
22	日本	株式	東レ	繊維製品	8,000	688.00	5,504,000	702.50	5,620,000	1.08

23	日本	株式	ワコールホールディングス	繊維製品	5,000	1,099.00	5,495,000	1,095.00	5,475,000	1.06
24	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	1,600	3,267.00	5,227,200	3,296.50	5,274,400	1.02
25	日本	株式	森永乳業	食料品	14,000	370.00	5,180,000	372.00	5,208,000	1.00
26	日本	株式	カワチ薬品	小売業	2,700	1,909.00	5,154,300	1,867.00	5,040,900	0.97
27	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	800	6,023.00	4,818,400	6,137.00	4,909,600	0.95
28	日本	株式	P a l t a c	卸売業	3,500	1,398.00	4,893,000	1,378.00	4,823,000	0.93
29	日本	株式	三菱商事	卸売業	2,200	2,134.00	4,694,800	2,186.00	4,809,200	0.93
30	日本	株式	富士通	電気機器	6,000	770.00	4,620,000	801.00	4,806,000	0.93

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

(平成26年 7月31日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	1.10
		建設業	4.63
		食料品	6.97
		繊維製品	3.56
		パルプ・紙	2.46
		化学	5.44
		医薬品	6.79
		ゴム製品	2.39
		ガラス・土石製品	1.76
		鉄鋼	1.28
		非鉄金属	0.62
		金属製品	0.49
		機械	2.41
		電気機器	6.23
		輸送用機器	5.00
		精密機器	1.61
		その他製品	4.17
		電気・ガス業	1.91
		陸運業	1.18
		海運業	0.97
		空運業	1.09
		倉庫・運輸関連業	0.38
		情報・通信業	1.78
		卸売業	8.16
		小売業	5.66
		不動産業	2.55
		サービス業	0.20

合計	80.92
----	-------

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成18年 7月18日）	2,018,876,437	2,018,876,437	0.9987	0.9987
第2計算期間末（平成19年 7月17日）	1,796,086,846	1,810,236,584	1.0155	1.0235
第3計算期間末（平成20年 7月15日）	1,001,905,790	1,001,905,790	0.9905	0.9905
第4計算期間末（平成21年 7月15日）	680,516,888	685,274,912	1.0012	1.0082
第5計算期間末（平成22年 7月15日）	564,348,873	564,348,873	0.9578	0.9578
第6計算期間末（平成23年 7月15日）	810,232,041	810,232,041	0.9953	0.9953
第7計算期間末（平成24年 7月17日）	645,307,488	645,307,488	0.9631	0.9631
第8計算期間末（平成25年 7月16日）	533,406,526	541,407,087	1.0001	1.0151
第9計算期間末（平成26年 7月15日）	519,690,083	519,690,083	0.9831	0.9831
平成25年 7月末日	531,543,094	—	0.9966	—
8月末日	531,834,361	—	0.9971	—
9月末日	524,182,800	—	0.9828	—
10月末日	532,311,951	—	0.9946	—
11月末日	532,611,688	—	0.9975	—
12月末日	530,459,050	—	0.9983	—
平成26年 1月末日	535,372,427	—	1.0096	—
2月末日	530,105,694	—	0.9997	—
3月末日	521,521,717	—	0.9835	—
4月末日	522,390,795	—	0.9852	—
5月末日	520,542,181	—	0.9847	—
6月末日	524,341,734	—	0.9919	—
7月末日	516,348,813	—	0.9768	—

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成17年 8月31日～平成18年 7月18日	0.0000
第2計算期間	平成18年 7月19日～平成19年 7月17日	0.0080
第3計算期間	平成19年 7月18日～平成20年 7月15日	0.0000
第4計算期間	平成20年 7月16日～平成21年 7月15日	0.0070
第5計算期間	平成21年 7月16日～平成22年 7月15日	0.0000
第6計算期間	平成22年 7月16日～平成23年 7月15日	0.0000
第7計算期間	平成23年 7月16日～平成24年 7月17日	0.0000
第8計算期間	平成24年 7月18日～平成25年 7月16日	0.0150
第9計算期間	平成25年 7月17日～平成26年 7月15日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成17年 8月31日～平成18年 7月18日	0.1
第2計算期間	平成18年 7月19日～平成19年 7月17日	2.5
第3計算期間	平成19年 7月18日～平成20年 7月15日	2.5
第4計算期間	平成20年 7月16日～平成21年 7月15日	1.8
第5計算期間	平成21年 7月16日～平成22年 7月15日	4.3
第6計算期間	平成22年 7月16日～平成23年 7月15日	3.9
第7計算期間	平成23年 7月16日～平成24年 7月17日	3.2
第8計算期間	平成24年 7月18日～平成25年 7月16日	5.4
第9計算期間	平成25年 7月17日～平成26年 7月15日	1.7

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

(４)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	平成17年 8月31日～平成18年 7月18日	2,160,553,800	139,052,286
第2計算期間	平成18年 7月19日～平成19年 7月17日	911,763,030	1,164,547,193
第3計算期間	平成19年 7月18日～平成20年 7月15日	26,297,877	783,541,473
第4計算期間	平成20年 7月16日～平成21年 7月15日	8,782,153	340,538,168
第5計算期間	平成21年 7月16日～平成22年 7月15日	0	90,491,041
第6計算期間	平成22年 7月16日～平成23年 7月15日	276,745,014	51,899,306
第7計算期間	平成23年 7月16日～平成24年 7月17日	929,400,351	1,073,463,414
第8計算期間	平成24年 7月18日～平成25年 7月16日	429,463	137,068,063
第9計算期間	平成25年 7月17日～平成26年 7月15日	4,728,786	9,469,202

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

日本株ダブルアルファ・ラップ

2014年7月31日 現在

<基準価額・純資産の推移> (2005年8月31日～2014年7月31日)



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2014年7月	0円
2013年7月	150円
2012年7月	0円
2011年7月	0円
2010年7月	0円
設定来累計	300円

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、寄与の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	80.92%
その他資産	19.07%
合計	100.00%
株式信用	-83.07%

組入上位5業種

業種	純資産比率
卸売業	8.16%
食料品	6.97%
医薬品	6.79%
電気機器	6.23%
小売業	5.66%

※東証33業種分類にしたがって記載しています。

信用取引売建上位5業種

業種	純資産比率
電気機器	9.38%
サービス業	8.78%
卸売業	8.30%
化学	7.84%
医薬品	5.89%

※東証33業種分類にしたがって記載しています。

組入上位5銘柄

銘柄名	業種	純資産比率
第一三共	医薬品	2.40%
積水ハウス	建設業	2.26%
住友商事	卸売業	2.20%
ブリヂストン	ゴム製品	2.10%
大日本印刷	その他製品	2.06%

組入銘柄数:146銘柄

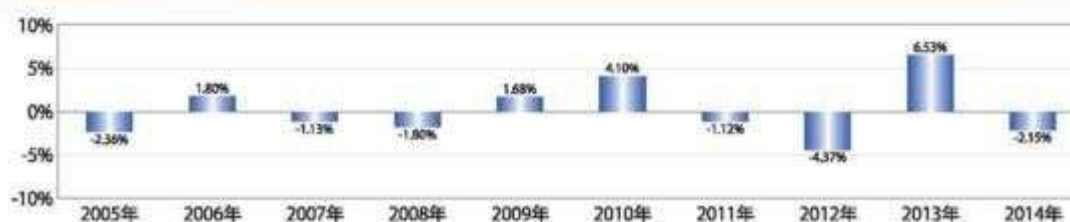
信用取引売建上位5銘柄

銘柄名	業種	純資産比率
エーザイ	医薬品	3.74%
丸紅	卸売業	2.97%
東燃ゼネラル石油	石油・石炭製品	2.62%
信越化学工業	化学	2.29%
オリエンタルランド	サービス業	2.25%

売建銘柄数:148銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2005年については、設定時から12月末日までの収益率を記載しています。
 ※2014年については、年初から7月末日までの収益率を記載しています。

※当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ※表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ※最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

7

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）当ファンドは、販売会社であるみずほ証券株式会社が提供するラップ口座取引専用ファンドです。取得にあたっては、ラップ口座に関する基本契約を締結する必要があります。ただし、ファンド設定時に委託者もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合を除きます。

（ロ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、以下に定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

「分配金受取コース」 1口以上1口単位

「分配金再投資コース」 1円以上1円単位

お申し込みのコース等によってお申込単位は異なります。詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

（ハ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「日本株ダブルアルファ・ラップ自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（二）取得申し込みの受付は、原則として営業日の正午までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の正午までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（二）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

（ヘ）委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

（ト）上記（ヘ）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
株式	原則として基準価額計算日の取引所の最終相場で評価

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年７月16日から翌年７月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第52条第２項から第６項の規定にしたがいます。

（ロ）委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第52条第３項から第５項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ハ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委

託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第57条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c．異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

なお、平成26年12月1日以降に作成期日が到来するものについては交付運用報告書を作成・交付する予定です。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場

合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社（株式会社みずほ証券リサーチ＆コンサルティング）との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中で更新は行いません。なお、委託者は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する90日前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日

から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

c．償還金請求権

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

（1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成25年7月17日から平成26年7月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 平成25年 7月16日現在	第9期 平成26年 7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	184,448,690	143,936,066
株式	429,560,000	415,148,400
未収入金	-	108,721,700
信用取引預け金	361,885,602	381,629,500
未収配当金	290,050	296,950
未収利息	237	152
その他未収収益	11,236	9,663
差入保証金	1,000,000	-
流動資産合計	977,195,815	1,049,742,431
資産合計	977,195,815	1,049,742,431
負債の部		
流動負債		
信用売証券	431,849,500	423,029,700
未払金	540,992	103,392,100
未払収益分配金	8,000,561	-
未払受託者報酬	278,753	276,881
未払委託者報酬	2,508,697	2,491,856
その他未払費用	610,786	861,811
流動負債合計	443,789,289	530,052,348
負債合計	443,789,289	530,052,348
純資産の部		
元本等		
元本	533,370,744	528,630,328
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,782	8,940,245
（分配準備積立金）	9,233,072	9,076,722
元本等合計	533,406,526	519,690,083
純資産合計	533,406,526	519,690,083
負債純資産合計	977,195,815	1,049,742,431

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自 平成24年 7月18日 至 平成25年 7月16日	第9期 自 平成25年 7月17日 至 平成26年 7月15日
営業収益		
受取配当金	12,373,050	9,203,650
受取利息	65,442	58,939
有価証券売買等損益	31,494,915	2,974,595
その他収益	380,030	320,166
営業収益合計	44,313,437	6,608,160
営業費用		
受託者報酬	587,522	557,652
委託者報酬	5,287,587	5,018,770
その他費用	11,984,819	10,021,623
営業費用合計	17,859,928	15,598,045
営業利益	26,453,509	8,989,885
経常利益	26,453,509	8,989,885
当期純利益	26,453,509	8,989,885
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,130,277	75,565
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	24,701,856	35,782
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,154,413	6,938
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,148,530	6,938
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,883	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	68,645
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	68,645
分配金	8,000,561	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,782	8,940,245

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期	
	自 平成25年 7月17日 至 平成26年 7月15日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成25年 7月17日から平成26年 7月15日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

第8期 平成25年 7月16日現在		第9期 平成26年 7月15日現在	
1. 担保資産 信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。	株式 244,530,100円	1. 担保資産 信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。	株式 233,916,100円
2. 計算期間末日における受益権の総数	533,370,744口	2. 計算期間末日における受益権の総数	528,630,328口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	-	3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 8,940,245円
4. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額		4. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0001円	1口当たり純資産額	0.9831円
(1万口当たり純資産額)	(10,001円)	(1万口当たり純資産額)	(9,831円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第8期		第9期	
	自 平成24年 7月18日 至 平成25年 7月16日		自 平成25年 7月17日 至 平成26年 7月15日	
1. その他費用	主に、信用取引に係る支払配当金であります。		主に、信用取引に係る支払配当金であります。	

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,574,707円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（20,273,508円）及び分配準備積立金（4,325,218円）より分配対象収益は32,173,433円（1万口当たり603.19円）であり、うち8,000,561円（1万口当たり150円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,909,265円）及び分配準備積立金（9,076,722円）より分配対象収益は23,985,987円（1万口当たり453.72円）であります。分配を行っておりません。
-------------	---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 平成24年 7月18日 至 平成25年 7月16日	第9期 自 平成25年 7月17日 至 平成26年 7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式であり、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左
---------------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

第8期 平成25年 7月16日現在	第9期 平成26年 7月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第8期 自 平成24年 7月18日 至 平成25年 7月16日	第9期 自 平成25年 7月17日 至 平成26年 7月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第8期 平成25年 7月16日現在	第9期 平成26年 7月15日現在
期首元本額	670,009,344円	533,370,744円
期中追加設定元本額	429,463円	4,728,786円
期中一部解約元本額	137,068,063円	9,469,202円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 平成25年 7月16日現在	第9期 平成26年 7月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）

株式	59,986,302	15,667,564
信用売証券	71,310,198	27,681,400
合計	11,323,896	12,013,836

３ デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
国際石油開発帝石	3,700	1,527.00	5,649,900	代用有価証券 1,800株
長谷工コーポレーション	200	795.00	159,000	
N I P P O	1,000	1,682.00	1,682,000	
前田道路	1,000	1,704.00	1,704,000	
大和ハウス工業	2,000	2,135.00	4,270,000	代用有価証券 2,000株
積水ハウス	8,600	1,395.00	11,997,000	代用有価証券 8,600株
中電工	400	1,526.00	610,400	代用有価証券 300株
協和エクシオ	1,800	1,422.00	2,559,600	
九電工	1,000	969.00	969,000	
日清製粉グループ本社	1,300	1,260.00	1,638,000	
森永乳業	14,000	370.00	5,180,000	
日本ハム	1,000	2,122.00	2,122,000	
アサヒグループホールディングス	900	3,200.00	2,880,000	代用有価証券 900株
麒麟ホールディングス	5,400	1,448.00	7,819,200	代用有価証券 2,000株
コカ・コーラウエスト	400	1,762.00	704,800	代用有価証券 300株
日清オイリオグループ	4,000	362.00	1,448,000	
味の素	4,000	1,583.00	6,332,000	代用有価証券 3,000株
ハウス食品グループ本社	1,800	1,963.00	3,533,400	代用有価証券 1,300株

ニチレイ	3,000	474.00	1,422,000	
東洋水産	1,000	3,175.00	3,175,000	
グンゼ	22,000	287.00	6,314,000	
倉敷紡績	3,000	177.00	531,000	
東レ	8,000	688.00	5,504,000	代用有価証券 7,000株
アツギ	5,000	111.00	555,000	
ワコールホールディングス	5,000	1,099.00	5,495,000	代用有価証券 4,000株
王子ホールディングス	3,000	418.00	1,254,000	代用有価証券 2,000株
日本製紙	1,200	1,837.00	2,204,400	
北越紀州製紙	10,500	445.00	4,672,500	
中越パルプ工業	4,000	182.00	728,000	代用有価証券 4,000株
レンゴー	8,000	473.00	3,784,000	代用有価証券 4,000株
旭化成	5,000	792.00	3,960,000	代用有価証券 4,000株
昭和電工	15,000	143.00	2,145,000	
住友化学	1,000	383.00	383,000	代用有価証券 1,000株
セントラル硝子	3,000	349.00	1,047,000	代用有価証券 3,000株
東亜合成	2,000	453.00	906,000	代用有価証券 1,000株
電気化学工業	3,000	386.00	1,158,000	
堺化学工業	1,000	323.00	323,000	
日本触媒	1,000	1,314.00	1,314,000	
カネカ	6,000	620.00	3,720,000	代用有価証券 1,000株
住友ベークライト	9,000	404.00	3,636,000	
日油	1,000	720.00	720,000	
D I C	9,000	241.00	2,169,000	代用有価証券 8,000株
富士フイルムホールディングス	2,100	2,895.00	6,079,500	代用有価証券 2,100株
武田薬品工業	2,000	4,726.00	9,452,000	代用有価証券 2,000株
田辺三菱製薬	3,800	1,507.00	5,726,600	代用有価証券 3,400株
第一三共	6,600	1,890.00	12,474,000	代用有価証券 5,900株
大塚ホールディングス	1,600	3,267.00	5,227,200	代用有価証券 1,600株
大正製薬ホールディングス	300	7,500.00	2,250,000	代用有価証券 100株
横浜ゴム	1,000	887.00	887,000	

ブリヂストン	2,900	3,874.00	11,234,600	代用有価証券 1,600株
東海ゴム工業	600	1,033.00	619,800	
旭硝子	13,000	594.00	7,722,000	
住友大阪セメント	3,000	370.00	1,110,000	
新日鐵住金	10,000	311.00	3,110,000	代用有価証券 10,000株
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,600	2,099.00	3,358,400	代用有価証券 1,600株
住友電気工業	2,100	1,494.00	3,137,400	代用有価証券 2,100株
東洋製罐グループホールディングス	1,200	1,599.00	1,918,800	代用有価証券 1,000株
ノーリツ	300	2,008.00	602,400	代用有価証券 300株
アマダ	1,300	1,013.00	1,316,900	
D M G 森精機	500	1,405.00	702,500	
住友重機械工業	5,000	485.00	2,425,000	代用有価証券 4,000株
日立建機	500	2,032.00	1,016,000	代用有価証券 500株
新東工業	2,500	700.00	1,750,000	
荏原製作所	2,000	648.00	1,296,000	
平和	300	2,237.00	671,100	
N T N	2,000	474.00	948,000	代用有価証券 1,000株
三菱重工業	3,000	655.00	1,965,000	代用有価証券 3,000株
日立製作所	7,000	768.00	5,376,000	代用有価証券 4,000株
東芝	2,000	482.00	964,000	代用有価証券 2,000株
三菱電機	2,000	1,297.00	2,594,000	代用有価証券 2,000株
デンヨー	300	1,602.00	480,600	
富士通	6,000	770.00	4,620,000	代用有価証券 4,000株
沖電気工業	2,000	217.00	434,000	
セイコーエプソン	100	4,310.00	431,000	代用有価証券 100株
アルバック	100	2,099.00	209,900	
E I Z O	200	2,744.00	548,800	
日本デジタル研究所	400	1,813.00	725,200	代用有価証券 400株
日本シイエムケイ	14,200	279.00	3,961,800	
京セラ	400	4,917.00	1,966,800	代用有価証券 400株
ユーシン	1,600	593.00	948,800	

リコー	7,000	1,181.00	8,267,000	代用有価証券 2,600株
ユニプレス	300	2,359.00	707,700	
豊田自動織機	300	5,310.00	1,593,000	代用有価証券 300株
三井造船	15,000	208.00	3,120,000	
トヨタ自動車	800	6,023.00	4,818,400	代用有価証券 800株
N O K	300	2,042.00	612,600	
ケーヒン	4,300	1,633.00	7,021,900	代用有価証券 3,800株
富士重工業	1,200	2,933.00	3,519,600	代用有価証券 900株
エクセディ	800	3,040.00	2,432,000	代用有価証券 700株
タカタ	1,000	2,139.00	2,139,000	代用有価証券 1,000株
東京精密	200	1,802.00	360,400	代用有価証券 200株
ニコン	1,400	1,569.00	2,196,600	代用有価証券 1,000株
ノーリツ鋼機	4,100	682.00	2,796,200	
シチズンホールディングス	700	799.00	559,300	代用有価証券 500株
セイコーホールディングス	6,000	405.00	2,430,000	
永大産業	5,000	481.00	2,405,000	代用有価証券 1,000株
バンダイナムコホールディングス	300	2,389.00	716,700	
凸版印刷	6,000	800.00	4,800,000	代用有価証券 4,000株
大日本印刷	10,000	1,074.00	10,740,000	代用有価証券 10,000株
ヤマハ	800	1,614.00	1,291,200	
タカラスタANDARD	1,000	925.00	925,000	
コクヨ	800	872.00	697,600	代用有価証券 800株
大阪瓦斯	23,000	435.00	10,005,000	代用有価証券 18,000株
日本通運	3,000	493.00	1,479,000	
日本梱包運輸倉庫	2,600	1,747.00	4,542,200	
日本郵船	14,000	286.00	4,004,000	代用有価証券 14,000株
川崎汽船	4,000	213.00	852,000	
A N Aホールディングス	22,000	246.00	5,412,000	代用有価証券 20,000株
上組	2,000	965.00	1,930,000	
コロプラ	200	2,979.00	595,800	
C A C H o l d i n g s	1,500	1,170.00	1,755,000	

エイベックス・グループ・ホールディングス	300	1,807.00	542,100	
東京放送ホールディングス	300	1,208.00	362,400	
日本テレビホールディングス	200	1,725.00	345,000	
東映	3,000	550.00	1,650,000	
ソフトバンク	500	7,692.00	3,846,000	代用有価証券 200株
三洋貿易	1,800	1,198.00	2,156,400	
メディカルホールディングス	600	1,367.00	820,200	
マクニカ	100	3,395.00	339,500	代用有価証券 100株
長瀬産業	1,400	1,257.00	1,759,800	
三井物産	4,400	1,642.00	7,224,800	代用有価証券 3,400株
住友商事	8,300	1,369.00	11,362,700	代用有価証券 6,600株
三菱商事	2,200	2,134.00	4,694,800	代用有価証券 1,600株
阪和興業	6,000	435.00	2,610,000	代用有価証券 5,000株
新光商事	3,800	912.00	3,465,600	代用有価証券 3,400株
加賀電子	1,200	1,261.00	1,513,200	
P a l t a c	3,500	1,398.00	4,893,000	代用有価証券 3,400株
イエローハット	400	2,319.00	927,600	
カワチ薬品	2,700	1,909.00	5,154,300	代用有価証券 2,400株
アルペン	200	1,766.00	353,200	
島忠	1,500	2,366.00	3,549,000	代用有価証券 1,500株
A O K Iホールディングス	700	1,358.00	950,600	
コメリ	200	2,550.00	510,000	
青山商事	900	2,662.00	2,395,800	代用有価証券 300株
イオン	6,900	1,164.00	8,031,600	代用有価証券 3,600株
平和堂	700	1,643.00	1,150,100	代用有価証券 700株
ゼビオ	300	1,934.00	580,200	
ケースホールディングス	1,400	2,856.00	3,998,400	
パロー	600	1,730.00	1,038,000	
ベルーナ	3,000	502.00	1,506,000	代用有価証券 1,000株
野村不動産ホールディングス	4,800	1,869.00	8,971,200	代用有価証券 2,700株
レオパレス 2 1	3,400	486.00	1,652,400	
日本エスリード	2,000	1,027.00	2,054,000	

日神不動産	800	404.00	323,200	
総合警備保障	300	2,424.00	727,200	
エムスリー	200	1,633.00	326,600	
合 計	495,900		415,148,400	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

（単位：円）

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額	
極洋	7,000	1,820,000	
マルハニチロ	5,200	8,413,600	
ミサワホーム	1,000	1,261,000	
大成建設	1,000	563,000	
鹿島建設	2,000	878,000	
大東建託	600	7,203,000	
三晃金属工業	3,000	702,000	
大気社	400	945,200	
カルビー	200	588,400	
ヤクルト本社	300	1,605,000	
宝ホールディングス	700	637,000	
キッコーマン	1,000	2,190,000	
日清食品ホールディングス	200	1,080,000	
富士紡ホールディングス	5,000	1,505,000	
日産化学工業	1,200	2,066,400	
関東電化工業	6,000	1,524,000	
信越化学工業	1,800	11,268,000	
保土谷化学工業	6,000	1,128,000	
日本化薬	2,000	2,610,000	
花王	2,500	10,530,000	
関西ペイント	1,000	1,742,000	
資生堂	1,100	2,119,700	
日東電工	700	3,306,800	
ユニ・チャーム	500	3,121,000	
アステラス製薬	3,100	4,278,000	
日本新薬	1,000	2,927,000	
科研製薬	1,000	2,162,000	
エーザイ	4,400	18,796,800	
参天製薬	100	590,000	

大幸薬品	500	824,500	
東燃ゼネラル石油	15,000	14,175,000	
出光興産	800	1,751,200	
日東紡績	1,000	415,000	
日本ヒューム	400	265,200	
日本碍子	1,000	2,404,000	
フジミインコーポレーテッド	200	282,400	
大太平洋金属	3,000	1,575,000	
新日本電工	3,500	1,106,000	
東邦亜鉛	1,000	449,000	
住友金属鉱山	2,000	3,524,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	1,300	3,710,200	
タツタ電線	3,900	2,402,400	
ＯＳＪＢホールディングス	6,500	929,500	
リンナイ	100	954,000	
東京製綱	7,000	1,183,000	
日本発條	500	508,500	
日本製鋼所	5,000	2,200,000	
三浦工業	200	744,000	
ＳＭＣ	100	2,723,500	
小松製作所	1,600	3,713,600	
井関農機	10,000	2,620,000	
ＴＯＷＡ	1,200	740,400	
クボタ	2,000	2,798,000	
ダイキン工業	500	3,397,500	
木村化工機	3,000	1,581,000	
ホシザキ電機	700	3,647,000	
日立造船	3,800	2,006,400	
ＩＨＩ	4,000	1,944,000	
明電舎	3,000	1,293,000	
マブチモーター	200	1,670,000	
日本電産	600	3,906,000	
日本電気	6,000	2,244,000	
パナソニック	2,100	2,572,500	
ソニー	2,000	3,350,000	
パイオニア	9,500	2,517,500	
クラリオン	1,000	321,000	
ヒロセ電機	100	1,474,000	
アズビル	600	1,527,600	
シスメックス	500	1,875,000	
メガチップス	700	1,039,500	
日本電子	2,000	922,000	

ファナック	200	3,474,000	
浜松ホトニクス	400	1,972,000	
村田製作所	400	3,883,600	
北陸電気工業	10,000	1,900,000	
大日本スクリーン製造	3,000	1,485,000	
キヤノン	3,000	10,122,000	
デンソー	800	3,840,000	
日産自動車	2,700	2,675,700	
いすゞ自動車	10,000	6,790,000	
日野自動車	1,500	2,136,000	
三菱自動車工業	800	916,800	
本田技研工業	1,500	5,410,500	
スズキ	1,400	4,607,400	
シマノ	100	1,137,000	
テルモ	600	1,373,400	
オリンパス	600	2,238,000	
H O Y A	1,700	5,780,000	
ダンロップスポーツ	2,400	2,911,200	
図書印刷	1,000	510,000	
ビジョン	400	2,260,000	
任天堂	100	1,253,000	
グローブライド	16,000	2,080,000	
東京瓦斯	11,000	6,534,000	
西部瓦斯	12,000	3,132,000	
東京急行電鉄	2,000	1,468,000	
京浜急行電鉄	1,000	897,000	
小田急電鉄	5,000	4,945,000	
京王電鉄	2,000	1,612,000	
近畿日本鉄道	7,000	2,681,000	
ヤマトホールディングス	1,600	3,348,800	
福山通運	1,000	568,000	
東洋埠頭	6,000	1,350,000	
トレンドマイクロ	600	2,142,000	
東宝	800	1,980,800	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	300	635,400	
コナミ	600	1,399,800	
あい ホールディングス	500	945,000	
U K C ホールディングス	300	474,000	
ナガイレーベン	1,100	2,256,100	
伊藤忠商事	4,200	5,502,000	
丸紅	21,000	15,456,000	
キヤノンマーケティングジャパン	1,500	2,922,000	

岩谷産業	1,000	789,000	
サンゲツ	3,400	9,210,600	
ミスミグループ本社	1,100	3,322,000	
スズケン	400	1,436,000	
ローソン	300	2,376,000	
アダストリアホールディングス	1,600	4,032,000	
三越伊勢丹ホールディングス	700	872,900	
セブン&アイ・ホールディングス	1,800	7,911,000	
良品計画	200	2,420,000	
コーナン商事	2,100	2,247,000	
ハイデイ日高	200	487,000	
スギホールディングス	100	463,000	
ヨンドシーホールディングス	100	218,200	
丸井グループ	900	862,200	
王将フードサービス	500	2,275,000	
ファーストリテイリング	100	3,305,000	
三井不動産	2,000	6,920,000	
三菱地所	2,000	5,060,000	
住友不動産	1,000	4,346,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発	3,100	3,509,200	
日本空港ビルデング	200	612,000	
電通	200	810,000	
みらかホールディングス	200	996,000	
オリエンタルランド	600	11,241,000	
リゾートトラスト	1,800	3,844,800	
もしもしホットライン	4,000	3,996,000	
ユー・エス・エス	2,300	4,052,600	
東京テアトル	21,000	3,087,000	
よみうりランド	4,000	1,884,000	
東京ドーム	2,000	964,000	
藤田観光	5,000	1,885,000	
セコム	1,100	6,851,900	
メイテック	600	1,860,000	
アサツー ディ・ケイ	500	1,344,000	
ダイセキ	900	1,687,500	
合計	373,200	423,029,700	

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成26年 7月31日現在）

資産総額	946,506,657円
負債総額	430,157,844円
純資産総額（ - ）	516,348,813円
発行済口数	528,630,328口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9768円
（1万口当たり純資産額）	（9,768円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成26年7月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

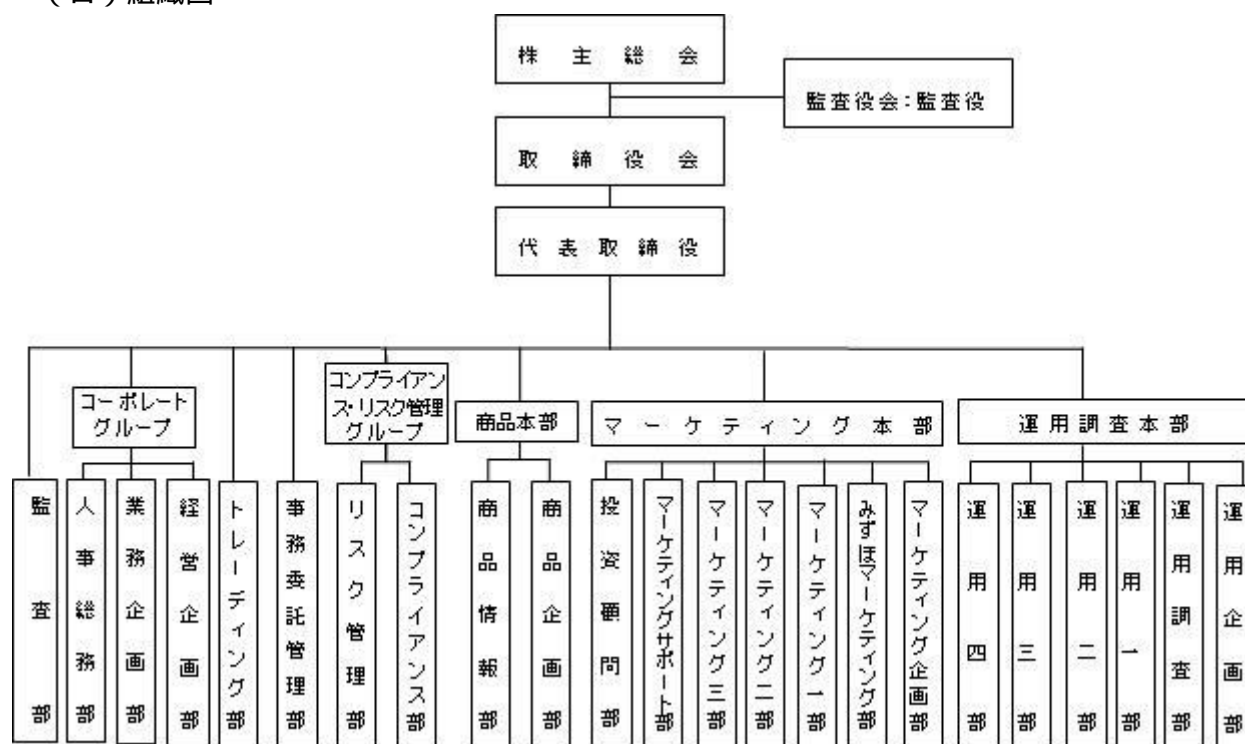
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

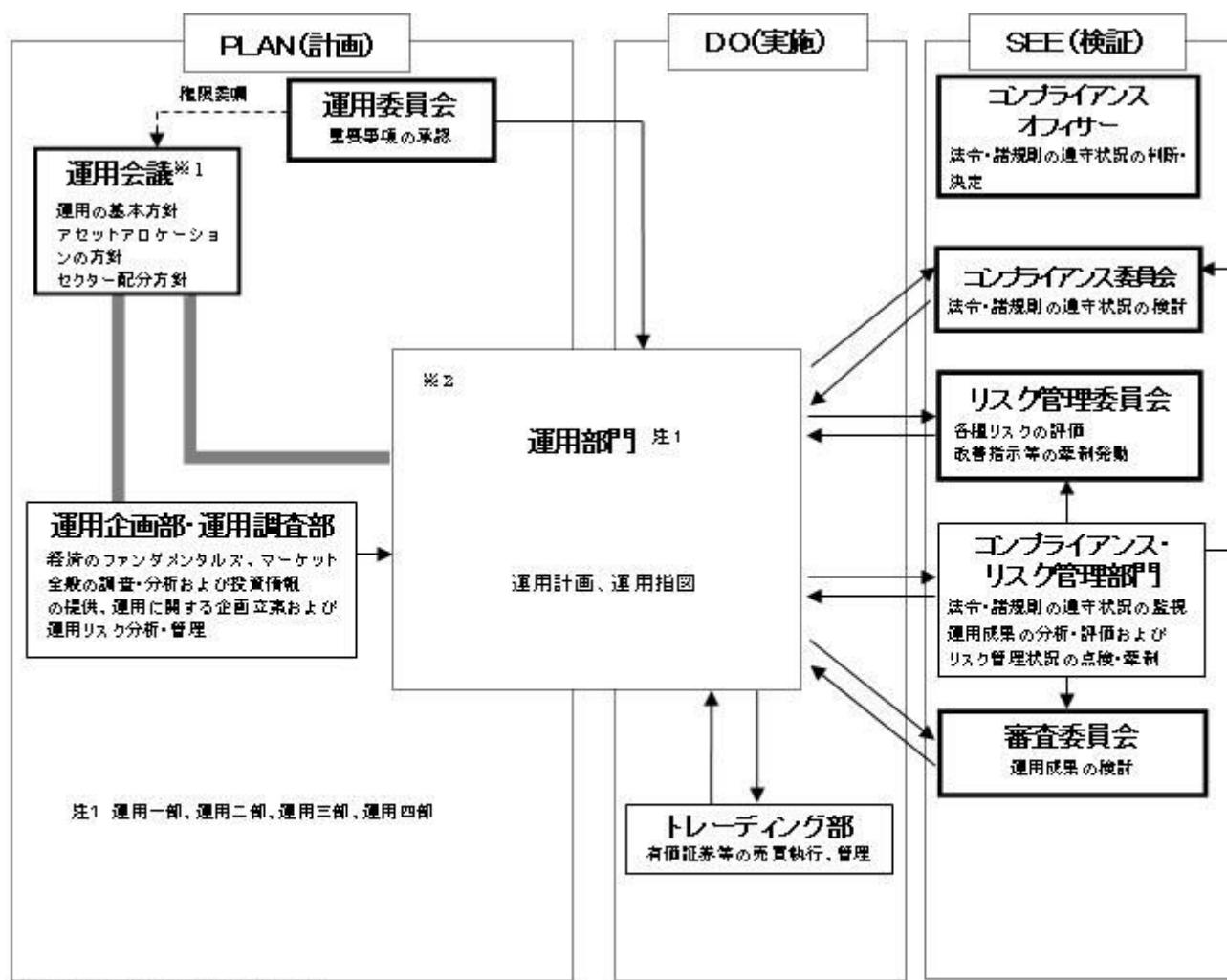
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成26年7月31日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	274	3,746,461
株式投資信託（合計）	246	3,052,177
単位型	30	162,849
追加型	216	2,889,327
公社債投資信託（合計）	28	694,283
単位型	1	782
追加型	27	693,501

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)				
前事業年度 (平成25年3月31日)			当事業年度 (平成26年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		10,766,270		13,492,111
有価証券		5,259,693		3,291,156
貯蔵品		1,062		5,188
立替金		30,280		15,778
前払金		25,483		38,614
前払費用		20,286		16,530
未収委託者報酬		1,891,689		2,654,090
未収運用受託報酬		86,074		117,049
未収収益		13,810		6,509
繰延税金資産		192,202		283,616
流動資産合計		18,286,853		19,920,646
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）	2	15,051	2	12,380
構築物（純額）	2	1,886	2	1,650
器具・備品（純額）	2	95,877	2	99,960
リース資産（純額）	2	680	2	340
有形固定資産合計		113,496		114,332
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	3	39,774	3	74,851
ソフトウェア仮勘定		-		11,885
無形固定資産合計		39,866		86,827
投資その他の資産				
投資有価証券		2,929,683		3,213,218

関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	125,515	124,152
長期繰延税金資産	8,695	63,925
前払年金費用	410,271	374,562
その他	10,632	6,632
投資その他の資産合計	3,561,898	3,859,590
固定資産合計	3,715,261	4,060,749
資産合計	22,002,115	23,981,396

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,156	21,303
リース債務	1,206	810
未払金		
未払収益分配金	336	177
未払償還金	14,470	10,100
未払手数料	1 964,634	1 1,296,830
その他未払金	195,035	513,148
未払金合計	1,174,476	1,820,257
未払費用	402,634	548,430
未払法人税等	471,902	1,462,380
賞与引当金	299,000	362,800
役員賞与引当金	45,500	44,200
流動負債合計	2,412,875	4,260,181
固定負債		
長期リース債務	1,156	345
退職給付引当金	168,209	172,959
役員退職慰労引当金	80,416	31,708
執行役員退職慰労引当金	99,750	102,083
固定負債合計	349,532	307,096
負債合計	2,762,408	4,567,278
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000,000	8,900,000

繰越利益剰余金	1,559,003	2,889,165
利益剰余金合計	11,919,497	12,149,658
自己株式	72,415	72,415
株主資本合計	19,133,081	19,363,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	106,625	50,874
評価・換算差額等合計	106,625	50,874
純資産合計	19,239,706	19,414,117
負債純資産合計	22,002,115	23,981,396

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)		(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		19,893,907		29,107,010
運用受託報酬		170,563		261,777
営業収益合計		20,064,471		29,368,787
営業費用				
支払手数料	1	10,580,803	1	15,428,327
広告宣伝費		213,908		336,593
公告費		1,919		2,919
調査費				
調査費		275,599		339,210
委託調査費		2,855,086		4,188,805
図書費		5,332		4,862
調査費合計		3,136,017		4,532,878
委託計算費		533,813		1,151,067
営業雑経費				
通信費		37,161		37,016
印刷費		132,025		160,606
協会費		14,855		14,992
諸会費		3,088		3,153
その他		23,541		27,521
営業雑経費合計		210,672		243,290
営業費用合計		14,677,134		21,695,077
一般管理費				
給料				
役員報酬		93,516		89,886
給料・手当		1,395,728		1,326,658
賞与		221,930		332,688

給料合計	1,711,175	1,749,233
交際費	9,782	9,349
寄付金	2,465	3,066
旅費交通費	81,050	78,321
租税公課	52,119	65,510
不動産賃借料	211,739	205,792
賞与引当金繰入	299,000	362,800
役員賞与引当金繰入	45,500	44,200
役員退職慰労引当金繰入	28,335	39,756
退職給付費用	195,268	182,850
減価償却費	88,183	63,615
諸経費	533,744	585,445
一般管理費合計	3,258,364	3,389,942
営業利益	2,128,972	4,283,768

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	157,357	143,049
有価証券利息	12,764	6,052
受取利息	22,364	14,495
時効成立分配金・償還金	3,608	4,450
雑益	26,471	20,588
営業外収益合計	222,565	188,635
営業外費用		
支払利息	222	59
時効成立後支払分配金・償還金	1,339	1,557
雑損	22	8,673
営業外費用合計	1,585	10,290
経常利益	2,349,952	4,462,113
特別利益		
貸倒引当金戻入	1,982	-
投資有価証券売却益	146,334	158,386
特別利益合計	148,316	158,386
特別損失		
固定資産除却損	2 101	2 3,210
ゴルフ会員権売却損	-	2,795
投資有価証券売却損	37,198	42,388
投資有価証券評価損	49,352	10,974
減損損失	4,291	-
特別損失合計	90,943	59,368

税引前当期純利益	2,407,325	4,561,131
法人税、住民税及び事業税	983,713	1,905,519
法人税等調整額	129,642	113,958
法人税等合計	854,070	1,791,560
当期純利益	1,553,255	2,769,571

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千

円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	11,118,000	1,427,158
当期変動額					
別途積立金取崩				1,118,000	1,118,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					1,553,255
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,118,000	131,845
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	12,905,651	6,827	20,184,823	209,840	19,974,983
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	1,553,255		1,553,255		1,553,255
自己株式の取得		65,588	65,588		65,588

自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				316,465	316,465
当期変動額合計	986,154	65,588	1,051,742	316,465	735,276
当期末残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関連会社株式

総平均法による原価法

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（2）無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

（５）執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未払手数料	572,094千円	760,018千円

２．資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	578,691千円	599,157千円

３．無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	238,992千円	252,073千円

（損益計算書関係）

１．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
支払手数料	6,343,293千円	8,738,779千円

2．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	- 千円	3,204千円
器具・備品	101千円	5千円
計	101千円	3,210千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	8,630	-	9,386

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月25日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(１)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(２)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「２．固定資産の減価償却の方法（３）リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
その他の有価証券	7,490,195	7,490,195	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	-	-	-
その他の有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	10,766,163	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	-	-	-
其他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	-	-	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	-	-	-	-
其他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

(有価証券関係)

1 . 満期保有目的の債券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	-	-	-
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,129	500,400	270

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

2 . 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014
	小計	4,384,326	4,516,340	132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．売却したその他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	1,080
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,921,927	108,259	36,118
合計	4,028,282	146,334	37,198

当事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388
合計	1,209,919	158,386	42,388

５．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバラン型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	1,281,738
(2)年金資産（千円）	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)（千円）	262,764

(4)未認識数理計算上の差異（千円）	547,641
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)（千円）	242,061
(7)前払年金費用（千円）	410,271
(8)退職給付引当金(6) - (7)（千円）	168,209

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注１）	108,925
(2)利息費用（千円）	17,431
(3)期待運用収益（減算）（千円）	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	16,055
(6)小計(1) + (2) - (3) + (4) + (5)（千円）	179,338
(7)その他（千円）（注２）	15,930
(8)退職給付費用(6) + (7)（千円）	195,268

（注）１．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（34,585千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

２．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2)割引率	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバラン型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．確定給付制度

(単位：千円)

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,281,738
勤務費用	80,449
利息費用	19,226
数理計算上の差異の発生額	91,561
退職給付の支払額	48,235
過去勤務費用の発生額	-

退職給付債務の期末残高	1,424,739
-------------	-----------

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,018,974
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の発生額	70,810
事業主からの拠出額	78,919
退職給付の支払額	32,029
年金資産の期末残高	1,157,054

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,187,071
年金資産	1,157,054
	30,017
非積立型制度の退職給付債務	237,668
未積立退職給付債務	267,685
未認識数理計算上の差異	496,048
未認識過去勤務費用	26,759
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603
退職給付引当金	172,959
前払年金費用	374,562
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(注1)	110,782
利息費用	19,226
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の費用処理額	72,344
過去勤務費用の費用処理額	16,055
確定給付制度に係わる退職給付費用	165,917

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（30,333千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%
債券	25.6%
共同運用資産	18.3%
生命保険一般勘定	11.2%
現金及び預金	3.3%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,933千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	130,944千円	145,054千円
減価償却超過額	796	1,076
退職給付引当金	95,500	98,025
役員退職慰労引当金	28,660	11,300
投資有価証券評価損	17,589	12,705
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	42,964	103,536
その他	63,091	109,079
繰延税金資産小計	407,976	509,208
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	407,976	509,208
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	60,857	28,172
前払年金費用	146,220	133,494
繰延税金負債合計	207,078	161,666
繰延税金資産の純額	200,897	347,542

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	192,202千円	283,616千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	8,695	63,925

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

法定実効税率	38.01%	法定実効税率と税効
（調整）		果会計適用後の法人
役員給与永久に損金算入されない項目	0.55	税等の負担率との間
交際費等永久に損金算入されない項目	0.36	の差異が法定実効税
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.51	率の100分の5以下で
住民税均等割	0.16	あるため注記を省略
評価性引当額の増減	3.18	しております。
その他	0.09	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.48	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第十号）が平成26年3月31日に公布され平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は19,567千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 （千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 （千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,738,779	未払手数料	760,018

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメント株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	173,969	長期差 入保証 金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都 中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払	91,562	その他 未払金	8,536
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他 未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,000	その他 未払金	3,150

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメント株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	175,003	長期差 入保証 金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都 中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払	105,424	その他 未払金	8,030
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他 未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,923	その他 未払金	3,230
							IT関連業務支援	4,145	その他 未払金	1,648

（注）１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方法等

（１）現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

（２）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

（３）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

（４）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	10,607円02銭	10,703円18銭
1株当たり当期純利益金額	854円62銭	1,526円89銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,553,255	2,769,571
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,553,255	2,769,571
期中平均株式数（千株）	1,817	1,813

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方

針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成26年7月末現在、342,037百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング（「投資顧問会社」）

a．資本金の額

平成26年7月末現在、259百万円

b．事業の内容

金融商品取引法に定める投資助言業などを営んでいます。

(3) みずほ証券株式会社（「販売会社」）

a．資本金の額

平成26年7月末現在、125,167百万円

b．事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付

- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
- (2) 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングは、委託者の株式の7.5%を所有しています。
- (3) 委託者は、株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングの株式の23.5%を所有しています。
- (注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- | | |
|--------|---|
| 名称 | : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 |
| 業務の概要 | : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 再信託の目的 | : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。 |

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・ 詳細情報の入手方法
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
 - 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用場合があります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

新 光 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 俊 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月26日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株ダブルアルファ・ラップの平成25年7月17日から平成26年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株ダブルアルファ・ラップの平成26年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。